



金 沢 市 公 報

号外第9号の6

平成27年(2015年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部 を改正する規則 (こども福祉課)	1

規 則

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第49号

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

金沢市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年規則第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成24年法律第65号」の次に「。以下「法」という。」を、「平成26年政令第213号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第3条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

(保育料)

第3条 次の各号に掲げる額(以下「保育料」という。)は、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第27条第3項第2号に掲げる額 別表第1及び別表第2に定める額
- (2) 法第29条第3項第2号に掲げる額 別表第2に定める額
- (3) 法附則第6条第4項の額 別表第2に定める額
- (4) 法附則第9条第1項第1号イの政令で定める額を限度として当該支給認定保護者(法第20条第4項の支給認定保護者をいう。以下同じ。)の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額 別表第1に定める額

2 金沢市立保育所条例(平成12年条例第17号)に規定する保育所及び法附則第6条第1項の特定保育所から特定教育・保育(法第27条第1項の特定教育・保育をいう。以下同じ。)(保育に限る。)を受けた支給認定子ども(法第20条第4項の支給認定子どもをいう。以下同じ。)の支給認定保護者又は扶養義務者は、毎月末日までに当該月分の保育料を納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による保育料の納付期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日(以下この項において「日曜日等」という。)に当たるときは、これらの日の直後の日曜日等以外の日までに当該保育料を納付しなければならない。

(複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例)

第4条 負担額算定基準子ども(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育(法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。)を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等(児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)による保育を受ける小学校就学前子ども、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子ども(以下「小学校第3学年修了前子ども」という。)をいう。以下この条において同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料は、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

る。

(1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して前条第1項の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下この条において同じ。）である教育認定子ども（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。以下同じ。）

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下この条において同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。ウ及び次号において同じ。）である満3歳以上保育認定子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。以下同じ。）又は満3歳未満保育認定子ども（法第29条第1項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）

ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0円

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

第5条 第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、支給認定保護者に係る支給認定子どもが次に掲げる要件に該当する場合は、当該支給認定子どもに関する保育料は無料とする。

(1) 支給認定保護者が現に養育している子ども（法第6条第1項の子どもをいう。以下同じ。）が3人以上いる世帯の子どもであること。

(2) 当該支給認定子どもが前号の世帯の子どものうち、3人目以降の子どもであること。

(3) 前号の3人目以降の子どもが、次のア又はイに掲げる子どもの区分に応じ、当該ア又はイの階層区分に掲げる者に養育されている子どもであること。

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 別表第1に規定するA階層からD階層まで

イ 満3歳以上保育認定子ども及び法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 別表第2に規定するA階層からD8階層まで

2 第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、支給認定保護者に係る支給認定子どもが次に掲げる要件に該当する場合は、当該支給認定子どもに関する保育料は、当該支給認定子どもに関して第3条第1項の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、この額が前条の規定により算定された保育料の額より高い場合は、当該保育料の額とする。

(1) 支給認定保護者が現に養育している子どもが3人以上いる世帯の子どもであること。

(2) 当該支給認定子どもが前号の世帯の子どものうち、2人目の子どもであること。

(3) 前号の2人目の子どもが、次のア又はイに掲げる子どもの区分に応じ、当該ア又はイの階層区分に掲げる者に養育されている子どもであること。

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 別表第1に規定するA階層からD階層まで

イ 満3歳以上保育認定子ども及び法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 別表第2に規定するA階層からD8階層まで

第6条 第3条第1項及び前2条の規定にかかわらず、支給認定保護者が現に養育している負担額算定基準子どものうちに満3歳未満の者が2人以上いる世帯において、当該2人目の子どもが満3歳未満保育認定子どもである場合

は、当該満3歳未満保育認定子どもに関する保育料は、当該満3歳未満保育認定子どもに関して第3条第1項の規定により算定される額に100分の33を乗じて得た額とする。(この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)ただし、この額が前2条の規定により算定された保育料の額より高い場合は、当該保育料の額とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第3条、第5条関係)

階 層 区 分		保育料 (月額)
		教育認定子ども (1人につき)
A階層	政令第4条第1項第5号(政令附則第12条において準用する場合を含む。)に掲げる者	0円
B階層	政令第4条第1項第4号(政令附則第12条において準用する場合を含む。)に掲げる者	2,700円
C階層	政令第4条第1項第3号(政令附則第12条において準用する場合を含む。)に掲げる者	14,300円
D階層	政令第4条第1項第2号(政令附則第12条において準用する場合を含む。)に掲げる者	18,300円
E階層	政令第4条第1項第1号(政令附則第12条において準用する場合を含む。)に掲げる者	22,900円

備考

- 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等(政令第4条第4項の要保護者等をいう。以下同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、同表B階層の項中「2,700円」とあるのは、「0円」とする。
- 月の途中において特定教育・保育等(法第59条第3号の特定教育・保育等をいう。以下同じ。)を受け始めたことその他子ども・子育て支援法施行規則第58条各号に掲げる事由のあった場合の当該月の保育料は、この表の規定による保育料(月額)に、利用日数(20日を超える場合は、20日)を乗じた額を20で除して得た額(この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

別表第2 (第3条、第5条関係)

階 層 区 分		保 育 料 (月額)			
		満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)(1人につき)		満3歳未満保育認定子ども及び特定満3歳以上保育認定子ども(1人につき)	
		短時間認定保護者以外の者	短時間認定保護者	短時間認定保護者以外の者	短時間認定保護者
A階層	特定教育・保育及び特定地域型保育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者	0円	0円	0円	0円
B階層	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育及び特定地域型保育のあった月の属する年度(特定教育・保育及び特定地域型保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同	2,400円	2,400円	3,500円	3,500円

		じ。) (同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者 (市町村 (特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。) である場合における当該支給認定保護者 (A階層に該当する者を除く。)				
C階層		支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育及び特定地域型保育のあった月の属する年度分の所得割を課されない者 (市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。) である場合における当該支給認定保護者 (A階層及びB階層に該当する者を除く。)	6,500円	6,400円	9,500円	9,400円
D階層	1	市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における支給認定保護者	9,400円	9,300円	12,400円	12,200円
	2	市町村民税所得割合算額が48,600円以上55,700円未満である場合における支給認定保護者	13,100円	12,900円	16,200円	16,000円
	3	市町村民税所得割合算額が55,700円以上59,200円未満である場合における支給認定保護者	16,600円	16,400円	19,100円	18,800円
	4	市町村民税所得割合算額が59,200円以上79,500円未満である場合における支給認定保護者	21,500円	21,200円	23,600円	23,200円
	5	市町村民税所得割合算額が79,500円以上97,000円未満である場合における支給認定保護者	23,400円	23,100円	29,500円	29,000円
	6	市町村民税所得割合算額が97,000円以上106,800円未満である場合における支給認定保護者	25,300円	24,900円	35,100円	34,600円
	7	市町村民税所得割合算額が106,800円以上133,600円未満である場合における支給認定保護者	26,100円	25,700円	39,500円	38,900円
	8	市町村民税所得割合算額が133,600円以上169,000円未満である場合における支給認定保護者	27,800円	27,400円	42,700円	42,000円
	9	市町村民税所得割合算額が169,000円以上301,000円未満である場合における支給認定保護者			45,400円	44,700円
	10	市町村民税所得割合算額が301,000円以上である場合における支給認定保護者			46,300円	45,600円

備考

- この表において「特定満3歳以上保育認定子ども」とは、満3歳以上保育認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- この表において「短時間認定保護者」とは、政令第4条第2項第1号の短時間認定保護者をいう。
- この表において「被保護者」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者をいう。
- この表において「里親」とは、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をいう。
- この表において「特定地域型保育」とは、法第29条第1項の特定地域型保育をいう。
- この表において「所得割」とは、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割をいう。
- この表において「市町村民税所得割合算額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に

属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育及び特定地域型保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額（地方税法附則第5条の4第6項その他の政令第4条第1項第2号の規定により内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。

- 8 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、同表B階層の項中「2,400円」とあるのは「0円」と、「3,500円」とあるのは「0円」とする。
- 9 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他子ども・子育て支援法施行規則第58条各号に掲げる事由のあった場合の当該月の保育料は、この表の規定による保育料（月額）に、利用日数（25日を超える場合は、25日）を乗じた額を25で除して得た額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年(2015年)3月31日 印刷
平成27年(2015年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄